

安芸高田市の低入札価格調査制度について

1. 趣旨

安芸高田市では適正な競争と工事品質を確保する観点から、最低制限価格制度と併せて、低入札価格調査制度を導入している。

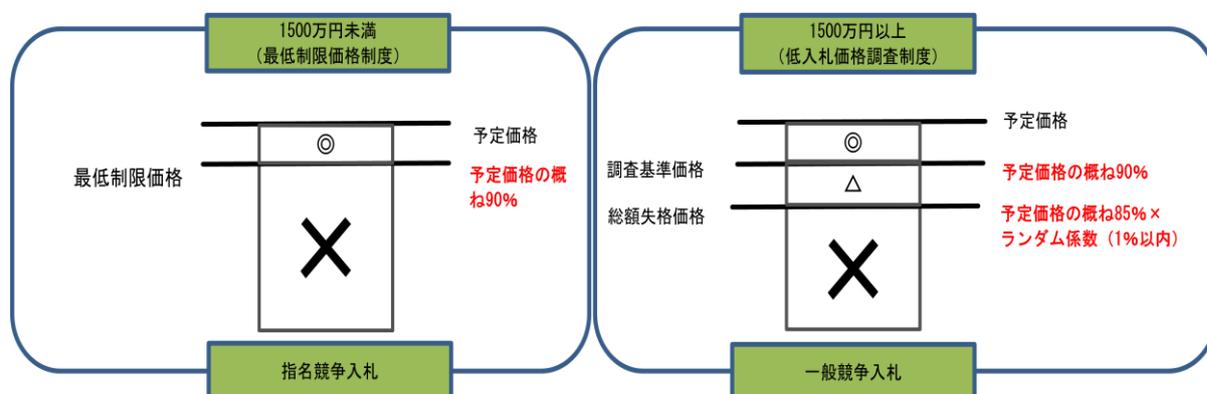
2. 主な内容

(1) 適用対象

適用対象金額を次のとおりとし、工事に係る競争入札に適用する。

制度区分	金額区分
最低制限価格制度	請負対象設計金額（税込） 1,500万円未満
低入札価格調査制度	請負対象設計金額（税込） 1,500万円以上

適用対象のイメージ図



(2) 調査基準価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く金額。）に100分の90を乗じ、1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(3) 数値的失格基準

入札書に記載した価格が、工事費総額で失格とする価格（以下「総額失格価格」という。）以上であること。

総額失格価格の算出方法は、次式により設定するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

$$\text{総額失格価格(税抜)} \geq \text{総額失格基準価格} + (\text{総額失格基準価格} \times \text{ランダム係数})$$

ランダム係数とは、電子計算機により算出した0%～1%までの数値であり、また、総額失格基準価格は、予定価格（税抜き価格）に100分の85を乗じたものである。

(4) 低入札価格調査時の提出資料及び提出時期

提出資料

- (ア) 低入札価格調査資料等提出書（提出様式 1）
- (イ) 施工体制台帳・施工体系図（提出様式 2、3）
- (ウ) 配置予定技術者等名簿（提出様式 4）
- (エ) 誓約書（主任技術者又は監理技術者）（提出様式 5）
- (オ) 誓約書（現場代理人）（提出様式 6）
- (カ) 工事費内訳書
- (キ) 下請人及び見積額
- (ク) 労務賃金調書

提出時期

入札期間内

(5) 低入札価格者と契約する場合の措置

	通常	低価格入札時
契約保証金の増額	請負代金額の 10%以上	請負代金額の 30%以上
違約金の増額	請負代金額の 10%	請負代金額の 30%
瑕疵担保責任の 存続期間の延長	工事目的物の引渡しを 受けた日から 2 年以内	工事目的物の引渡しを受けた日から 4 年以内
追加技術者の配置	現場代理人、監理技術者又 は主任技術者を配置	監理技術者又は主任技術者は、現場代理人を兼 務できなく、また他工事での兼務もできない。 (合計 2 名配置。)
労務監査の実施		工事完成検査後、社会保険労務士による労務監 査を実施。

3. 適用年月日

平成 29 年 6 月 1 日以降公告又は指名通知する建設工事から適用

令和 3 年 10 月 1 日一部改正

令和 5 年 8 月 18 日一部改正

令和 6 年 10 月 8 日一部改正